

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）のイメージ図

指定工事事業者制度への更新制の導入

●不明工事事業者の自動排除

●定期的な事業実態の確認

（確認事項）

- ・ 指定要件
- ・ 指定工事事業者、主任技術者の講習会受講状況
- ・ 配管技能者の配置と資格等
- ・ 修繕対応の可否等

情報の活用

水道利用者への情報提供

- 修繕対応が可能な指定工事事業者の情報提供の促進等

適切な配管技能者の適正な配置の促進

- 工事の際の資格等の確認等

●指導・監督

- 指定工事事業者や主任技術者の技術力やお客様サービスの向上
- クロスコネクション・分岐工事の施工不良等の事故防止
- 悪質な工事事業者の排除
- 修繕工事等の依頼の円滑化
- 水道利用者が正しい知識を会得

主任技術者の講習会受講の促進

- 研修機会の確保、受講しやすい環境の整備等

指定工事事業者講習会の実施の促進

- 実施率向上の仕組みづくり（広域化等）
- 講習内容の充実等

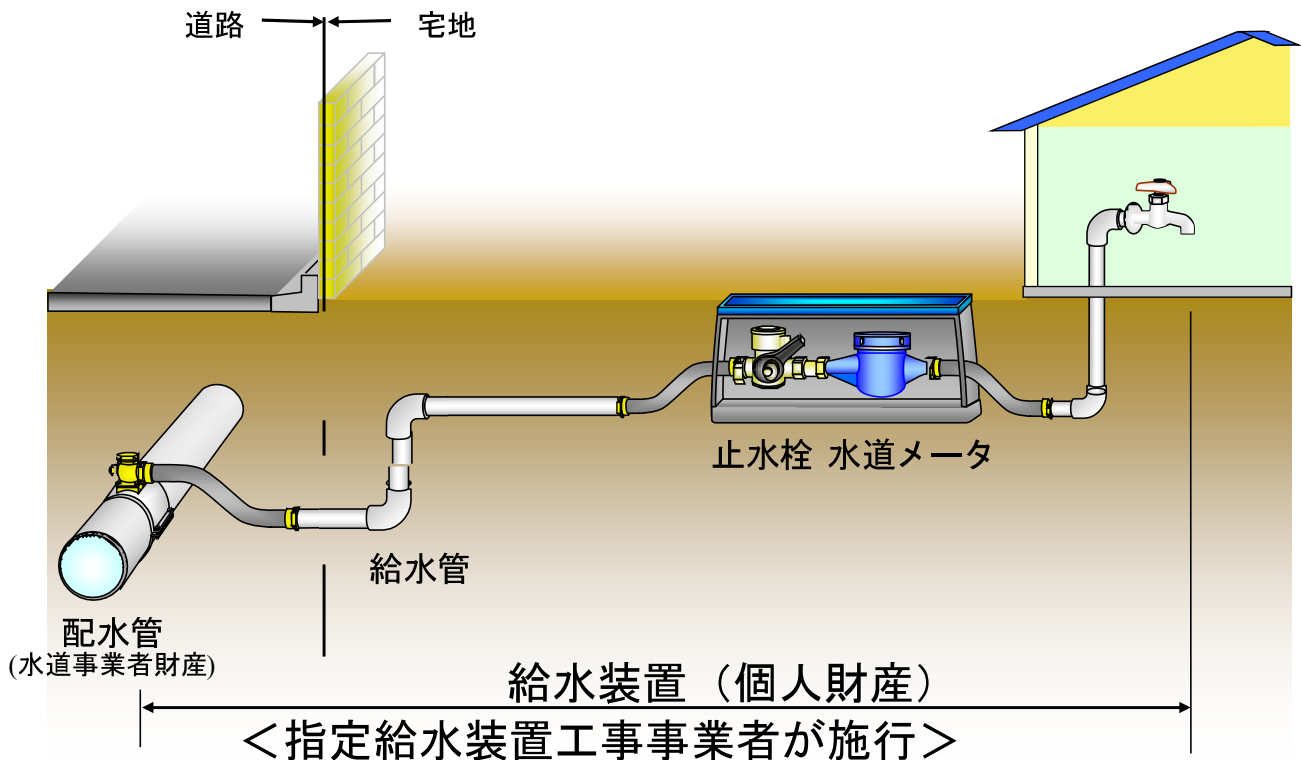
処分環境の整備

- 処分基準作成の徹底等

- ・ 安全で信頼される給水装置工事の確保
- ・ 違反行為・苦情・トラブルの減少

(参考)

給水装置の概念図



水道法第3条第9項

給水装置：配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

指定給水装置工事事業者制度 <平成8年法改正の経緯>

従来の指定制度(平成8年以前)

- 新築住宅等に給水管を引こうとする場合、水道事業者の所有する配水管に孔(あな)をあける工事が必要。
- 給水装置(蛇口やトイレなどの水道用品)の不適正な工事は、漏水事故を引き起こすばかりではなく、水質の異常など利用者の健康に直結する事態を招きかねない。

各水道事業者は条例等に基づき給水装置工事の施工業者をそれぞれ指定

指定要件が水道事業者によってまちまち(独自基準)

- ・市町村の条例等に基づく技術者の資格試験や講習会等の実施
- ・給水区域内に事務所を有することなど

指定要件に関する規制緩和の要請

(行政改革委員会意見等)

- ☆全国レベルの新たな資格制度
- ☆参入制限とならない
- ☆客観的かつ合理的
- ☆全国一律

現行の制度、水道法改正(平成8年)

【指定給水装置工事事業者制度】

- ・各水道事業者は給水装置工事を施行する者を指定できる(水道法第16条の2)
- ・指定要件の全国統一化・明確化(水道法第25条の3)
⇒指定要件(3項目):給水装置工事主任技術者の選任、工具の保有、欠格条項
- ・給水装置工事主任技術者は技術上の管理を担う者として国家資格化(水道法第25条の4)